

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第6号	三田市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
消 防 本 部	<p><b>【関係法令】</b>  住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成16年総務省令第138号）  不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）</p> <p><b>【改正趣旨】</b>  不正競争防止法等の一部改正並びに住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p><b>【改正概要】</b></p> <p>1 避雷設備に関する事項（令和元年7月1日施行）  不正競争防止法等の一部を改正する法律において、工業標準化法が産業標準化法に、日本工業規格が日本産業規格にそれぞれ改められたことに伴い、当該改正を反映したもの。</p> <p>2 住宅用防災警報器等の設置の免除に関する事項（公布の日施行）  住宅用防災警報器等を設置しないことができる場合として、特定小規模施設用自動火災報知設備を一定の基準に従い設置したときを追加したもの。</p>